

令和4年度特別非常勤講師（会計年度任用職員）の勤務条件等について

大阪府教育委員会

任用要件

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者
- (2) 担当する校種及び教科に関する教員免許状を有しない者
- (3) 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者

勤務条件等の概要について

【特別非常勤講師 [一般職非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員）】】

業務内容	教科の授業（教科の領域の一部に係る事項の教授又は実習）
任用形態	期間の定めあり 担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。
条件付採用期間	条件付採用期間あり（1月） ただし、条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合、その日数が15日に達するまでの間とする。
勤務地	大阪府立高等学校又は大阪府立中学校
報酬等	報酬額及び交通費を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・報酬額：採用時の年齢が34歳以下の者 授業1時間につき3,890円 採用時の年齢が35歳以上39歳以下の者 授業1時間につき4,090円 採用時の年齢が40歳以上の者 授業1時間につき4,290円 ・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。 ・昇給、勤勉手当、退職手当：なし ・期末手当：あり（ただし、任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者（※）に限る。） ※ 「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ② 任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
支払方法	月の1日からその月の末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給されます。
勤務時間 休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間：担当する教科の授業時間割（付随する準備や評価の時間として授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分）に応じて勤務。 ・時間外勤務：なし ・休暇：6月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次有給休暇を付与。

	週当たりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
	1年間の勤務日数(※)	217日以上	216～169日	168～121日	120～73日	72～48日
	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
※ 週以外の期間によって勤務日数を定めている場合の基準となります。 ・特別休暇(有給・無給):あり						
社会保険等	社会保険については、週当たりの勤務時間が20時間以上で任用期間が4月1日から翌年3月31日までの場合、適用となります。 雇用保険については、週当たりの勤務時間が20時間以上で31日以上の任用期間がある場合、適用となります。					
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。					
服務	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。					
任命権者	大阪府教育委員会					

- ※ なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。
- ※ 採用選考時に、勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過しないことを確認します。
- ※ 標記の勤務条件等は、今後、変更される場合があります。
 その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則(平成31年大阪府教育委員会規則第21号)等の関係法令により定められていますので、大阪府教育庁教育振興室高等学校課に確認してください。

採用選考について

- ・ 特別非常勤講師としての任用を希望される場合、「大阪府学校支援人材バンク」への登録が必要です。
- ・ 特別非常勤講師の活用を予定している大阪府立高等学校又は大阪府立中学校において、採用選考を実施します。
- ・ 採用選考は、面接考査により実施します。
- ・ 採用選考の日時・場所については、当該校の校長・准校長等から連絡します。
- ・ 勤務希望校での採用選考に合格した場合、任用となります。

<問合せ先>

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 教務グループ

電話番号 06-6941-0351 (内線3428)